



栃木県公報

令和4(2022)年
7月5日(火)
号外
第43号

目次

	規 則	
○栃木県財務規則及び栃木県流域下水道事業財務規則の一部改正		1
	企 業 局	
○栃木県公営企業財務規程の一部改正		2

規 則

栃木県規則第32号

栃木県財務規則及び栃木県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和4年7月5日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則及び栃木県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

(栃木県財務規則の一部改正)

第1条 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(資金前渡) 第81条 略 2 令第161条第1項第17号の規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。 (1)～(13) 略 (14) <u>縣市町村民税</u> (15) 略	(資金前渡) 第81条 略 2 令第161条第1項第17号の規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。 (1)～(13) 略 (14) 略

(栃木県流域下水道事業財務規則の一部改正)

第2条 栃木県流域下水道事業財務規則(令和2年栃木県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(資金前渡) 第36条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の5第1項第15号の規定により資金前渡することができる経費は、次のとおりとする。 (1)～(10) 略 (11) <u>県民税及び市町村民税</u> (12) 略 2・3 略	(資金前渡) 第36条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の5第1項第15号の規定により資金前渡することができる経費は、次のとおりとする。 (1)～(10) 略 (11) 略 2・3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計局会計管理課)

企業局

栃木県公営企業管理規程第4号

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年7月5日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

栃木県公営企業財務規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資金前渡)</p> <p>第40条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の5第1項第15号の規定により資金前渡することができる経費は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 県民税及び市町村民税</u></p> <p><u>(12) 略</u></p>	<p>(資金前渡)</p> <p>第40条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の5第1項第15号の規定により資金前渡することができる経費は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 略</u></p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。